

岩手県告示第70号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所長から次のとおり通知があった。

平成24年1月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 遠野市上郷町地内から綾織町地内まで
- 2 公共測量を実施する期間 平成24年1月13日から同年3月23日まで
- 3 実施する公共測量の種類 公共測量（基準点測量、水準測量及び路線測量）